



東北ブロックにおける審査上の 取扱い（ブロック取決）のご案内

令和8年7月1日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	K893「吸引娩出術」及びそれに伴う K896「会陰(膣壁)裂創縫合術」双方に対し休日(深夜、時間外)加算の算定を認める。	休日(深夜、時間外)加算の算定要件として、「吸引娩出術」に伴う K896「会陰(膣壁)裂創縫合術」に対し解釈上特に制限もないため。	適用診療年月 令和8年10月診療分
2	子宮頸部上皮内癌に対する悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定は、原則認めない。	子宮頸部上皮内癌は、癌細胞が基底膜を越えて周囲に広がった状態ではなく、浸潤がんとは判断できない。そのため腫瘍マーカーを必要とする医学的意義はないと判断したため。	適用診療年月 令和8年10月診療分
3	アトピー性湿疹に対するコレクチム軟膏の算定を認める。	アトピー性湿疹とアトピー性皮膚炎は、両病名とも ICD-10 コードが L20.9 で同じであること、また、医学的にも同義であるため。	適用診療年月 令和8年10月診療分

No.	取扱い	根拠	備考
4	<p>腱鞘炎に対する診断及び経過観察に実施した D215「2」口(3)超音波検査(断層撮影)(その他)は、原則として認められる。</p>	<p>腱鞘炎については、超音波診断により腱鞘の腫脹や肥厚の程度を直接評価でき、診断および経過観察に有用性が高い。</p> <p>以上のことから、腱鞘炎の診断及び経過観察を目的として実施された D215「2」口(3)超音波検査(断層撮影)(その他)の算定は、原則として認められると判断した。</p>	<p>適用診療年月 令和8年10月診療分</p>
5	<p>肋骨骨折の診断に対して実施した D215「2」口(3)超音波検査(断層撮影)(その他)は、原則として認められる。</p>	<p>骨折に対する検査は、通常、単純撮影が第一選択とされるが、肋骨については大きさや形態、内臓など他の陰影の影響により、細部の判読が困難な場合がある。</p> <p>特に、肋軟骨部や骨折の転位が軽微な場合には単純撮影での評価が困難なこともある。</p> <p>このような場合においては、骨折部位の特定や骨折の程度を詳細に評価するうえで超音波検査は有用である。</p> <p>以上のことから、肋骨骨折の診断を目的として実施された D215「2」口(3)超音波検査(断層撮影)(その他)の算定は、原則として認められると判断した。</p>	<p>適用診療年月 令和8年10月診療分</p>

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課 (TEL:022-785-9538) 木村

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9111) 山田

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9052) 菊池